

庁達第2号

庁 中 一 般
各 事 業 所

堺市文書規程（平成2年庁達第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月28日

堺市長 永 藤 英 機

目次中「第40条」を「第41条」に、「第41条―第43条」を「第42条―第44条」に改める。

第10条第1項、第11条から第13条までの規定及び第15条第1項中「総務課長」を「行政総務課長」に改める。

第27条第1項を次のように改める。

施行文書のうち、庁外文書については、次に掲げるものについて公印を押印するものとする。

- (1) 法令等の規定により公印の押印が義務付けられているもの
- (2) 権利又は義務に重大な影響を及ぼすおそれのあるもの
- (3) 特定の事実を公印の押印により証明する必要があるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公印の押印が特に必要であると文書管理課長が認めるもの

第27条第3項を削り、同条第4項中「庁内文書」を「施行文書のうち、庁内文書」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げ、同条第9項中「第1項本文」を「第1項」に改め、同項第1号中「当該庁外文書に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成20年規則第20号）第2条第2項第3号に規定する電子証明書をいう。）と併せて記録する」を「同条第4項に規定する規則で定める氏名又は名称を明らかにする措置を講ずる」に改め、同項を同条第8項とする。

第28条第1項及び第2項中「総務課長」を「行政総務課長」に改める。

第43条を第44条とする。

第42条中「第33条」を「第34条」に改め、同条を第43条とする。

第41条第1項中「「総務課長」を「「行政総務課長」に改め、「及び南区役所」を削り、同条第2項中「「総務課長」を「「行政総務課長」に改め、同条第3項中「総務課長」を「行政総務課長」に改め、同条を第42条とし、第5章中第40条を第41条とす

る。

第39条の見出し中「引渡し」を「指定等」に改め、同条中「前条の規定により廃棄の対象となった保存文書のうち、法制文書課長が歴史的文書（本市の歴史を伝えるとともに、理解する上で必要と認められる公文書をいう。）として指定したもの」を「その管理する公文書のうち、前項の規定により歴史的文書として指定されたもの」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加え、同条を第40条とする。

法制文書課長は、保存期間の満了した公文書のうち、第33条の規定により定められた措置の内容を踏まえ、必要があると認めるものについて歴史的文書として指定するものとする。

第38条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次条第1項の規定により法制文書課長が歴史的文書として指定したものについては、この限りでない。

第38条第3項中「第1項」を「第1項本文」に改め、同条を第39条とする。

第37条を第38条とし、第36条を第37条とする。

第35条第1項中「第33条」を「第34条」に改め、同条第3項ただし書中「当該文書管理課長」を「当該他の文書管理課長」に改め、同条第4項中「当該文書管理課長」を「文書管理課長」に改め、同条を第36条とする。

第34条を第35条とし、第33条を第34条とし、第32条の次に次の1条を加える。

（保存期間満了時の取扱い）

第33条 文書管理課長は、その管理する公文書について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史的文書（本市の歴史を伝えるとともに、理解する上で必要と認められる公文書をいう。以下同じ。）に該当し得ると認められるものにあつては法制文書課長に引き渡す措置を、それ以外のものにあつては廃棄する措置をとるべきことを定めるものとする。

別表中「支払い」を「支払」に改める。

様式第1号（乙）を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第8号中「第35条関係」を「第36条関係」に、「第35条の」を「第36条の」に改める。

様式第9号中「第37条関係」を「第38条関係」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この庁達は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この庁達による改正後の第27条の規定は、この庁達の施行の日以後に起案する文書について適用し、同日前に起案した文書については、なお従前の例による。

様式第1号（乙）（第10条関係）

